

子ども

1 保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業 (保育幼稚園総務課・保育幼稚園事業課・保育幼稚園指導課)

近年、出生数の低下による乳幼児人口の減少の一方で、核家族化や女性労働者の増加に伴う保育需要の増加と多様化等により、子育てを取り巻く環境が急激に変化してきている。

このような状況の中、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行され、保育の必要な子どもは、保育所・認定こども園に加えて、新たに小規模保育事業や事業所内保育事業も利用できることとなった。また、新制度施行前から実施している緊急一時保育、時間外保育（小規模保育事業所1か所において午後8時まで、その他、市立・民間保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は概ね午後7時まで。）、産休明け保育（生後57日目からの保育）、一定の条件を満たす施設で定員を超えて子どもを受け入れる定員弾力化や他市町村と保育の実施を委託・受託する広域利用についても引き続き実施している。

市内における保育の実施か所数については、令和6年度は市立保育所が8か所、市立認定こども園が4か所、民間保育所が14か所、民間認定こども園が30か所、小規模保育事業所が52か所、事業所内保育事業所が2か所となっている（令和6年4月1日現在）。

また、家庭での子育て支援として、各保育所・認定こども園では保育相談や園庭開放等の地域活動事業を実施。さらに、市立認定こども園では休日・一時預かり事業及び病児保育事業を実施、民間保育所・認定こども園では一時預かり事業、病児保育事業（病後児対応型、体調不良児対応型）及び休日保育事業を実施している。また、子育て支援センター事業についても民間認定こども園4か所、市立保育所1か所で実施している。

年度途中の待機児童の解消に向けては、旧法務局高槻出張所（城内町1-14）を活用し、保育所等の利用希望者で、保育の必要性が高いにもかかわらず利用できない児童に対し、児童福祉法第24条第7項の規定に基づき、一時的な保護としての保育を概ね当該年度の年度末まで行う市立高槻認定こども園分室を運営している。

保育士確保の対策については、保育所人材の安定的な確保を図り、本市における安全安心な保育の継続を目指すため、保育士資格を有しながら、現在保育現場で働いていない「潜在保育士」等の現場復帰を支援する高槻市保育士・保育所支援センター事業を開設し、運営を行っている。

幼児教育・保育の無償化については、令和元年10月から国の制度のとおり、3～5歳児及び住民税非課税世帯の0～2歳児を対象に実施している。

また国において月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で利用できる新たな通園給付の創設を見据え実施されることとなった「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業」を活用し、令和6年4月より市内民間認定こども園2か所において、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に「高槻市こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業」を実施している。

<保育標準時間・短時間認定に係る利用者負担額表>

(単位：円)

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)	
階層区分	定義	標準時間	短時間
A	被保護世帯等	0	0
B ₁	市町村民税の所得割額が右の区分に該当する世帯(被保護世帯等を除く。)	48,600 円未満	10,000
B ₂		48,600 円以上 60,600 円未満	13,000
B ₃		60,600 円以上 76,000 円未満	17,000
B ₄		76,000 円以上 87,900 円未満	20,000
B ₅		87,900 円以上 97,000 円未満	23,300
B ₆		97,000 円以上 129,200 円未満	30,500
B ₇		129,200 円以上 141,100 円未満	33,400
B ₈		141,100 円以上 169,000 円未満	41,100
B ₉		169,000 円以上 207,900 円未満	45,800
B ₁₀		207,900 円以上 249,100 円未満	49,400
B ₁₁		249,100 円以上 301,000 円未満	51,100
B ₁₂		301,000 円以上 397,000 円未満	56,600
B ₁₃		397,000 円以上	69,000

(1) 特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。）又は特定地域型保育事業（以下、「保育所等」という。）

① 保育所等利用児童数（4月1日現在）

(単位：か所、人)

年度	区分	市立・民間の別	施設・事業の別	箇所数	定員	利用児童数	内 訳 (クラス別)					
							0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
令和6	市立	民間	保育所	8	840	907	43	113	145	197	207	202
			保育所	14	1390	1415	89	188	212	301	311	314
	市立	民間	認定こども園	4	321	337	20	35	46	69	82	85
			認定こども園	30	3185	3449	239	504	574	693	708	731
	民間	民間	小規模保育事業	52	896	850	92	368	390			
			事業所内保育事業	2	21	20	0	9	11			
	計			110	6653	6978	483	1217	1378	1260	1308	1332

[参考]市立・民間保育所利用児童数等 (各年度4月1日現在)

(単位:か所、人)

区分 年度	市立・ 民間の 別	施設・事業 の 別	箇 所 数	定 員	利 用 児 童 数	内 訳 (クラス別)					
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
令和5	市立	保育所	8	840	907	43	113	145	197	207	202
	民間	保育所	14	1,381	1,472	96	196	244	312	315	309
	市立	認定こども園	4	321	337	20	35	46	69	82	85
	民間	認定こども園	30	3,175	3,454	247	503	571	689	731	713
	民間	小規模保育事業	51	876	796	86	352	358			
	民間	事業所内保育事業	2	21	21	1	9	11			
	計			109	6,614	6,987	493	1,208	1,375	1,267	1,335
令和4	市立	保育所	9	980	1,075	54	135	185	237	232	232
	民間	保育所	14	1,381	1,453	96	208	244	298	303	304
	市立	認定こども園	4	321	322	21	35	45	73	75	73
	民間	認定こども園	29	2,996	3,232	237	482	542	658	665	648
	民間	小規模保育事業	49	837	757	94	326	337			
	民間	事業所内保育事業	2	21	21	1	9	11			
	計			107	6,536	6,860	503	1,195	1,364	1,266	1,275

(*広域利用制度による他市町村からの受託児童を含む。)

② 保育所等の状況

ア) 市立保育所

(令和6年4月1日現在)

保 育 所 名	住 所	設立年月日	定員
如 是 保育所	高槻市東五百住町3丁目5-12	昭40. 9. 1	90人
大 塚 保育所	高槻市大塚町2丁目20-5	昭43.11. 1	90人
阿武野 保育所	高槻市宮田町2丁目34-18	昭46. 6. 1	90人
磐 手 保育所	高槻市古曽部町2丁目8-9	昭48. 5. 1	120人
川 西 保育所	高槻市川西町2丁目32-1	昭49. 5. 1	120人
北昭和台保育所	高槻市北昭和台町18-7	昭49. 7. 1	120人
春 日 保育所	高槻市春日町22-2	昭50. 7. 1	90人
芝 生 保育所	高槻市芝生町2丁目10-30	昭50. 5. 1	120人

イ) 民間保育所

(令和6年4月1日現在)

保 育 所 名	住 所	設立年月日	定員
下田部 保育園	高槻市登町1-1	昭46. 5. 1	150人
大 手 保育園	高槻市大手町2-28	昭51. 5. 1	160人

南総持寺保育園	高槻市南総持寺町 7-4	昭 53. 4. 1	71 人
ひむろこだま保育園 (分園含む)	高槻市氷室町 1 丁目 21-12	昭 53. 4. 1	150 人
梶原ピッコロ保育園	高槻市梶原 1 丁目 6-15	昭 53. 4. 1	60 人
ず し 保育園	高槻市辻子 3 丁目 53-1	昭 53. 4. 1	120 人
大 冠 保育園	高槻市須賀町 69-3	昭 54. 4. 1	110 人
別 所 保育園	高槻市別所中の町 3-15	昭 60. 4. 1	90 人
高槻あいわ保育園	高槻市芥川町 1 丁目 2-B114	平 16. 4. 1	150 人
南平台保育園 (分園含む)	高槻市南平台 5 丁目 1-8	平 21. 4. 1	120 人
たかつき駅前保育園	高槻市紺屋町 1-1 グリーンプラザ 1 号館 1 階	平 27. 4. 1	40 人
紺屋町 保育園	高槻市紺屋町 9-7	平 27. 4. 1	59 人
桜北町第一保育園	高槻市桜ヶ丘北町 2-12	平 27. 4. 1	51 人
ニコニコ園	高槻市浦堂本町 57-4	平 28. 4. 1	59 人

ウ) 認定こども園

a. 市立認定こども園

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

認定こども園 名	住 所	設立年月日	定員
桜台認定こども園	高槻市登町 9-2	平 27. 4. 1	74 人
高槻認定こども園	高槻市八丁畷町 12-5	平 31. 4. 1	125 人
五領認定こども園	高槻市神内 2 丁目 17-10	令 2. 4. 1	87 人
三箇牧認定こども園	高槻市三島江 1 丁目 13-6	令 2. 4. 1	35 人

※ 幼稚園機能部分を除く

b. 民間認定こども園

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

認定こども園 名	住 所	設立 (認定) 年月日	定員
認定こども園 玉川橋保育園	高槻市玉川 2 丁目 42-1	平 27. 4. 1	130 人
認定こども園 藤の里保育園	高槻市藤の里町 38-28	平 27. 4. 1	150 人
認定こども園 柱本保育園 こども未来学舎	高槻市柱本新町 10-1	平 27. 4. 1	120 人
認定こども園 日吉台保育園	高槻市日吉台一番町 25-1	平 27. 4. 1	120 人
浦堂 認定こども園	高槻市宮之川原 4 丁目 3-1	平 27. 4. 1	160 人
認定こども園 津之江さくら保育園	高槻市津之江町 1 丁目 37-9	平 27. 4. 1	100 人
阿武山たつの子 認定こども園	高槻市阿武野 2 丁目 2-1	平 27. 4. 1	160 人
認定こども園 聖ヶ丘保育園 こども未来学舎	高槻市芝谷町 19-7	平 27. 4. 1	120 人
認定こども園 深沢ガーデン	高槻市東和町 56-1	平 27. 4. 1	90 人

摂津峡 認定こども園	高槻市南平台5丁目68-9	平27.4.1	90人
学校法人成城学園 認定こども園 日吉幼稚園	高槻市日吉台六番町10-2	平27.4.1	96人
幼保連携型認定こども園 いまむらこどもえん	高槻市高槻町3-16	平27.4.1	147人
愛光 認定こども園	高槻市宮野町7-1	平28.4.1	110人
和光 認定こども園	高槻市上牧町2丁目3-1	平28.4.1	120人
認定こども園 高槻双葉幼稚園	高槻市宮野町21-18	平29.4.1	60人
川添こども園	高槻市西町48-8	平30.4.1	120人
天川こども園	高槻市永楽町10-2	平30.4.1	90人
平安女学院大学附属こども園	高槻市南平台5丁目81-1	平31.4.1	66人
願行寺こども園	高槻市土橋町2-7	平31.4.1	90人
認定こども園 ソレイユぐんげ保育園	高槻市郡家本町26-4	平31.4.1	150人
まかみこども園 (分園含む)	高槻市真上町3丁目3-1	平31.4.1	120人
清水認定こども園	高槻市宮之川原5丁目4-1	令2.4.1	24人
認定こども園 日吉台幼稚園	高槻市日吉台一番町24-10	令2.4.1	25人
にじいろの森こどもえん	高槻市別所本町9-6	令2.4.1	105人
城南宙認定こども園	高槻市城南町2丁目45-10	令2.4.1	90人
認定こども園 YMC Aたかつきあま保育園	高槻市安満中の町25-1	令2.4.1	60人
芥川認定こども園	高槻市芥川町4丁目2-20	令3.4.1	110人
トーマスひむろ認定こども園	高槻市氷室町3丁目31-11	令3.4.1	90人
柳川認定こども園	栄町1丁目24-1	令3.6.1	120人
富田認定こども園	昭和台町1丁目1-1	令5.4.1	152人

※ 幼稚園機能部分を除く

エ) 小規模保育事業所

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されたことに伴い、新たな認可事業として小規模かつ0-2歳児の受け入れを行う小規模保育事業や事業所内保育事業が創設された。

(令和6年4月1日現在)

施設名	所在地	設立年月日	定員
桜北町第二保育園	高槻市宮田町2-17-37	平27.4.1	19人
マルヤマ保育所	高槻市津之江町1丁目41-8	平27.4.1	19人
かんまき駅前保育園	高槻市神内2丁目15-21	平27.4.1	19人
みなみまつばら保育園	高槻市南松原町7-11	平27.4.1	19人
にこにこ保育園	高槻市氷室町1丁目15-15	平27.4.1	19人
風の子保育園	高槻市真上町2丁目3-29	平27.4.1	19人

津之江小規模保育園	高槻市津之江町1丁目37-11	平27. 4. 1	9人
スプラウトキッズ	高槻市野田3丁目17-3	平27. 4. 1	9人
さくらんぼハウス	高槻市川添1丁目6-6	平27. 4. 1	9人
キッズルームふたば	高槻市宮野町21-18	平27. 4. 1	19人
ユメ小規模保育園	高槻市北柳川町16-22	平27. 4. 1	19人
保育所 ちびっこランド日吉園	高槻市真上町6丁目19-1	平27. 4. 1	19人
桜北町第三保育園	高槻市大畑町16-1	平27. 11. 1	18人
スズラン保育園	高槻市浦堂本町18-3	平28. 4. 1	18人
芥川赤ちゃんクラブ	高槻市芥川町1丁目13-5	平28. 4. 1	15人
NOZOMI 保育園	高槻市高槻町17-4(2F)	平28. 4. 1	19人
ひかり保育園	高槻市庄所町8-42	平28. 4. 1	19人
ゆめの保育園	高槻市大塚町1丁目19-3	平28. 4. 1	9人
庄所保育園	高槻市庄所町4-35	平28. 4. 1	18人
NOZOMI 保育園芥川園	高槻市芥川町4丁目6-23	平29. 4. 1	19人
すくすくサポート・ひまわり保育園	高槻市川添2丁目3-1	平29. 4. 1	19人
城北あゆみ保育園	高槻市城北町2丁目9-30(1F)	平29. 4. 1	19人
ナナイロ保育園	高槻市宮之川原4丁目18-1	平29. 4. 1	15人
古曽部風の子保育園	高槻市古曽部2丁目14-2	平30. 4. 1	19人
富田あゆみ保育園	高槻市富田町3丁目7-2	平30. 4. 1	19人
れもんのご富田保育園	高槻市富田町1丁目16-17(1F)	平30. 4. 1	19人
サンライズキッズ保育園高槻園	高槻市登町43-5 (1F)	平30. 4. 1	19人
高槻はな保育園	高槻市芥川町3丁目3-14	平30. 12. 1	17人
高槻ポッポ保育園富田校	高槻市富田町3-9-3	平30. 12. 1	15人
サンライズキッズ保育園高槻駅前園	高槻市北園町12-18 (3F)	平30. 12. 1	13人
桜北町第五保育園	高槻市川添1丁目18-5	平31. 4. 1	19人
きたその第1保育園	高槻市北園町12-11 (1F)	平31. 4. 1	19人
きたその第2保育園	高槻市北園町12-11 (2F)	平31. 4. 1	19人
ぽぶらの里 高槻保育園	高槻市高槻町5-4	平31. 4. 1	19人
RISE 芝生保育園	高槻市芝生町2丁目32-20-107 (芝生住宅20棟107号室)	平31. 4. 1	12人
ほしの保育園	高槻市芝生町2丁目21-28-110 (芝生住宅28棟110号室)	平31. 4. 1	12人
モンテッソーリこひつじ保育園	高槻市城東町15-18-102 (城東住宅18棟102号室)	平31. 4. 1	19人

どんぐり保育園	高槻市春日町9-11	令元. 12. 1	19人
みらいかわにし保育園	高槻市川西町1丁目2-1	令2. 4. 1	19人
はぐくむ保育園 撰津富田園	高槻市大畑町17-25	令2. 4. 1	13人
でまるキッズ	高槻市出丸町4-62	令2. 4. 1	19人
小規模保育園 necco きたその	高槻市北園町2-22	令2. 4. 1	19人
せいわ保育園	高槻市藤の里町3-2	令2. 4. 1	16人
F.Kids FIRST	高槻市城西町3-1 (1F)	令2. 4. 1	19人
みやこ保育園	高槻市日吉台一番町22-15	令4. 4. 1	19人
つばさ保育園	高槻市日吉台一番町24-10	令4. 4. 1	14人
小規模保育園 necco たかつき	高槻市高槻町6-3	令4. 4. 1	19人
はぐくむ保育園 高槻園	高槻市城北町2丁目5-12	令4. 4. 1	19人
でまる保育園	高槻市出丸町4-62	令4. 4. 1	19人
キラキラ園	浦堂本町60-15	令5. 4. 1	18人
ぽぶらの里 富田保育園	富田町3-8-13(1F)	令5. 4. 1	19人
いしはら保育室高槻	塚原2丁目32-24	令6. 4. 1	19人

オ) 事業所内保育事業所

施設名	所在地	設立年月日	定員
エンゼル園	高槻市松が丘1-21-9	平27. 4. 1	6人
のぼら保育園たかつき	高槻市南松原町11-6	平27. 4. 1	15人

③ 特別支援教育・保育（保育幼稚園総務課）

昭和54年度から障がい児保育制度を制度化し、昭和55年度には、全市立保育所で、昭和57年度からは民間保育所においても障がい児の受入を行い、特別支援教育・保育を実施している。

<入所者数>

(令和6年4月1日現在)

区分	入所施設数	入所児童数
市立保育所	8か所	45人
市立認定こども園	4か所	24人
民間保育所	11か所	37人
民間認定こども園	29か所	130人
計	52か所	236人

④ 緊急一時保育（保育幼稚園事業課）

昭和57年4月1日から緊急一時保育を制度化し、保護者の入院等によって緊急に保育を必要とする乳幼児を市立保育所で一時的に保育している。令和5年度は、利用者なし。

⑤ 児童福祉施設等施設整備費補助（保育幼稚園指導課）

市内で保育所または認定こども園（2・3号及び1号部分）の運営を行おうとする社会福祉法人等に対して、当該運営にかかる施設整備費の一部を補助した。

(2) 児童福祉施設等の指導監督（保育幼稚園指導課）

令和5年6月から令和6年2月までの期間で、市内所在の児童福祉施設等への指導監督及び認可外保育施設への立入調査を実施した。

2 子ども育成（子ども育成課）

(1) 児童手当等

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。なお、令和6年10月1日付けの児童手当法改正により、所得制限が撤廃され、支給対象児童の年齢を拡大した。

① 対象者 18歳の年度末までの児童を養育している人

② 支給額 0歳～3歳未満まで

第1子、第2子・・・・・・・・・・月額15,000円

第3子以降・・・・・・・・・・月額30,000円

3歳～18歳の年度末まで

第1子、第2子・・・・・・・・・・月額10,000円

第3子以降・・・・・・・・・・月額30,000円

※ただし、第3子以降の児童数の算定については、受給者が監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護を行い、生計費の相当部分の負担をしている場合は、18歳の年度末を経過した後22歳の年度末までの子を含める。

令和5年度児童手当等支給状況

年度	区分		実績
令和5	受給者数（人）	被用者	18,683
		非被用者	2,818
		計	21,501
	算定基礎児童数（人）	被用者	29,960
		非被用者	4,615
		計	34,575
	支給額（千円）	被用者	4,067,540
		非被用者	662,280
		計	4,729,820

(2) 児童扶養手当

- ① **対象者** 父母の離婚等により父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母が一定の障がいのある状態にある児童の父、母又は養育者（児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある人。ただし、一定の障がいがあるときは20歳未満の人）（所得制限あり）
- ② **支給額**
- | | |
|--------------|--------------------|
| 対象児童1人の場合 | 月額45,500円～10,740円 |
| 対象児童2人目の場合 | 月額10,750円～5,380円加算 |
| 対象児童3人目以降の場合 | 月額6,450円～3,230円加算 |

児童扶養手当支給状況

年度	受給資格者数				支給額（円）
	全部支給	一部支給	全部停止	計	
令和5	1,127	905	362	2,394	1,089,400,170

(3) 児童入所施設措置事業

① 助産施設入所に係る事業

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させ、出産援助を行っている。

- ・ **助産施設** 大阪医科薬科大学病院、高槻病院
- ・ **支給額** 健康保険法に基づく点数額を支給するほか、正常分娩の場合は、30,000円を限度とし、異常分娩、時間外及び深夜分娩の場合は35,000円を限度として支給する。なお、生活保護世帯は、15,000円を限度として加算する。
- ・ **措置件数** 5件（令和5年度）

② 母子生活支援施設入所に係る事業

DV被害等で、現在住んでいるところにいられなくなった場合に、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を母子生活支援施設に入所させて、これらの者を保護することを目的とする。

母子生活支援施設入所状況

年度	世帯数	措置費（円）	徴収金（円）
令和5	3	8,089,691	0

(4) 母子家庭等対策総合支援事業

① ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭及び寡婦で、生活援助、保育等のサービスが必要とする家庭に対し家庭生活支援員を派遣。派遣実績68時間。（令和5年度）

② ひとり親家庭相談（母子・父子自立支援員）

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭の父又は母で、現に児童を扶養している者及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、ひとり親

家庭の父、母及び寡婦の福祉の増進に努める。

ひとり親家庭相談内容別相談件数 ()内は、離婚前(内数)

年度	生活一般	児 童	経済的支援	その他	計
令和5	590(387)	66(39)	489(143)	39(35)	1,184(604)

③ 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の父又は母の主體的な能力開発の取組を支援するため、市が指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、講座修了後に受講料の一部を支給することによりひとり親家庭の自立を図ることを目的とする。

自立支援教育訓練給付金支給状況

年度	件数(件)	給付額 (円)
令和5	3	62,700

④ 高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の父又は母が看護師等の就職に結びつきやすい資格を取得するにあたり、生活の負担軽減のため、養成機関で修学する期間中（その期間が48月を超えるときは48月）について高等職業訓練促進給付金等を給付することでひとり親家庭の自立促進に努める。(所得制限あり)

高等職業訓練促進給付金等支給状況

年度	件数(件)	給付額 (円)
令和5	10	12,704,500

⑤ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない(中退含む。)ひとり親家庭の親及びその児童が高等学校を卒業した者と同程度以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図る。

受講修了時給付金等支給状況

年度	件数(件)	給付額 (円)
令和5	1	54,252

⑥ 母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母等を対象に、就業支援講習会及び就業・養育費相談・就業情報の提供など、総合的な母子家庭の母等の自立促進を行う。

(単位：件)

区分 年度	府共催事業			
	各種講習会	就業相談	生活相談	養育費相談
令和5	18	31	173	3

⑦ 母子父子自立支援プログラム策定事業

母子父子自立支援プログラム策定員がひとり親家庭の父又は母（生活保護世帯を除く）の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、各種就業・自立支援事業の活用やハローワーク等との連携により、きめ細かで継続的な自立・就業支援を行う。

(単位：件)

年度	区分	相談数	自立支援プログラム策定数				
			就 業		中 止	支 援 中	計
			常 勤	非 常 勤			
令和5		154	8	6	3	11	28

(5) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と自立の助成を図るため、母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付を行う。

① 母子・父子・寡婦福祉資金貸付状況

年度	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金		計	
	件数	貸付金額(円)	件数	貸付金額(円)	件数	貸付金額(円)	件数	貸付金額(円)
令和5	11	5,782,800	0	0	0	0	11	5,782,800

② 母子・父子・寡婦福祉資金償還状況

年度	資金区分	調定区分	調定額(円)	償還額(円)	償還率(%)
令和5	母子福祉資金	現年度分	67,387,138	65,880,820	97.8
		過年度分	28,704,965	5,115,191	17.8
		計	96,092,103	70,996,011	73.9
	父子福祉資金	現年度分	189,682	179,735	94.8
		過年度分	10,000	0	0.0
		計	199,682	179,735	90.0
	寡婦福祉資金	現年度分	4,979,472	4,890,468	98.2
		過年度分	2,576,770	522,316	20.3
		計	7,556,242	5,412,784	71.6
	合 計	現年度分	72,556,292	70,951,023	97.8
		過年度分	31,291,735	5,637,507	18.0
		計	103,848,027	76,588,530	73.8

(6) ひとり親家庭医療費の助成

ひとり親家庭に対し、医療費の自己負担分を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図る。(昭和55年10月1日から実施)

① 対象者

- ・ 18歳に達する年度の末日までの、ひとり親家庭に属する児童又は養育者が養育する児童
- ・ その児童を監護するひとり親（母又は父）又は養育者

② 助成する範囲

医療機関で診療を受けた場合の健康保険の自己負担額から1医療機関あたり1日500円以内、月2日までの一部自己負担額（月額2,500円を上限とする。）を控除した額。保険外診療分は含まない。

③ 令和5年度医療費助成内容

区分 対象別	対象者数 (人)	助成延べ件数 (件)	助成費総額 (円)
府補助対象医療費分	4,957	73,964	186,088,082

※ 保険診療における自己負担分（一部自己負担額を除く）を助成

(7) 子ども医療費の助成

子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成を図り、もって児童の福祉の増進を図る。

① 対象者

市内に住所を有する0歳～18歳（高校卒業相当年齢）までの子ども（所得制限なし）

② 助成する範囲

医療機関で診療を受けた場合の健康保険の自己負担額から1医療機関当たり1日500円以内、月2日までの一部自己負担額（月額2,500円を上限とする。）を控除した額。保険外診療は含まない。

③ 令和5年度医療費助成

区 分	対象者 (人)	助成延べ件数 (件)	助成費総額 (円)
府補助対象（入院 就学前児童）所得制限有	4,858	823	34,923,666
府補助対象（通院 就学前児童）所得制限有		94,972	117,437,084
市単独実施分（入院（小・中学生・所得超過））	44,268	3,206	139,274,453
市単独実施分（通院（小・中学生・所得超過））		659,725	1,233,803,498
合 計	49,126	758,726	1,525,438,701

※ 保険診療における自己負担分（一部自己負担額を除く）及び入院時食事療養費（健康保険制度上の低所得者の方のみ）を助成

(8) 令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業

食費等の物価高騰の影響を受けた低所得のひとり親世帯を支援するため、児童扶養手当受給者等に対し、特別給付金を支給。

① 対象者

- ア 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方、令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者の方
- イ 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ウ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準

の収入の方

② 支給額 対象児童1人につき5万円

年度	対象世帯数(世帯)	対象児童数(人)	支給額(円)
令和5	2,487	3,796	189,800,000

(9) 令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業

食費等の物価高騰の影響を受けた低所得の子育て世帯(ひとり親世帯を除く。)を支援するため、市民税非課税世帯若しくは家計の急変により市民税非課税世帯に相当する世帯に対し、特別給付金を支給。

① 対象者

以下のアまたはイに当てはまる方

ア 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者であった方

イ 令和6年3月31日時点で18歳以下の児童(一定の障がいがある場合は、20歳未満)を養育する父母等(生計の中心者)であって、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

② 支給額 対象児童1人につき5万円

年度	対象世帯数(世帯)	対象児童数(人)	支給額(円)
令和5	1,885	3,505	175,250,000

3 学童保育(子ども育成課)

労働や疾病等の理由により、保護者が放課後家庭に居ない児童(原則として小学1年生～3年生)を対象にスポーツやレクリエーションを中心とした集団保育を行うことにより、児童の保護と健全な育成を図るため、40か所62室の学童保育室で事業を実施した。夏休み期間等の学童保育室登降室時間に警備員を配置した。また、令和4年2月に策定した「学童保育の在り方等に関する基本方針」に基づき、待機児童の多い地域への対応と高学年児童の受け皿の確保を目的に、民間学童保育室の設置を促進するため、事業費用の一部を助成した。

- ・利用時間 平日：13時30分～18時(延長保育利用時は19時まで)
土曜日：8時30分～17時
夏休み期間等：8時30分～18時(延長保育利用時は19時まで)
- ・入室児童数 3,099人(令和5年5月1日現在)
- ・待機児童数 30人(令和5年5月1日現在)
- ・保育料 月額6,000円(8月は12,000円)(減免制度あり)
延長保育料 月額1,500円(減免制度あり)

4 子ども食堂運営支援事業（子ども育成課）

子どもが食事の場を通じて安心して過ごすことができる地域の居場所づくりの推進を図るため、市内で子ども等に対して食事の提供等を行う子ども食堂の運営主体に対し、運営にかかる費用の一部を助成した。

年度	件数(件)	給付額(円)
令和5	8	1,049,766

5 子育て（保育幼稚園総務課・子育て総合支援センター・子ども保健課）

(1) 子育て総合支援センターの運営（子育て総合支援センター）

子育て支援の拠点施設「子育て総合支援センター」において、市内の地域子育て支援拠点施設（子育て支援センター・つどいの広場）を統括し、研修・研究、情報発信、交流、相談等の事業を展開している。

<事業内容>

- ① 子育てに係る研修及び研究
(子育て関係職員の合同研修、子育て支援に関する会議、大学等関係機関との調整・連携)
- ② 子育てに係る講座等
(親子講座、子育て講座、クッキング教室、ボランティア育成講座などの開催)
- ③ 子育てに係る情報の提供
(子育て情報誌の発行、ホームページでの情報発信、子育てに関するイベント情報等の配架等)
- ④ 子育てに係る地域活動の支援
(子育て支援センター・つどいの広場運営団体との連携会議の開催等)
- ⑤ 子育て相談
(子育てについての相談)
- ⑥ 児童家庭相談
(子どもやその家族等の相談に応じ、適切な支援を提供)
- ⑦ 子育て支援や交流のための施設の提供
(親同士の交流・学習の場、子育てボランティアの育成と活動の場)

(2) 庄所子育てすくすくセンターの運営（子育て総合支援センター）

第一中学校区の地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）として「庄所子育てすくすくセンター」を設置（庄所コミュニティセンターに併設）。つどいの広場事業と、保護者の急用時や病気・看護・育児疲れのリフレッシュなどに一時的に子どもを預かる一時預かり事業を実施している。運営は指定管理者制度を活用している。

(3) 子育て相談（保育幼稚園総務課・子育て総合支援センター）

子育てに不安や悩みを持つ保護者等に対して、遊び、健康、食事、発達等に関する相談を市立保育所、市立認定こども園、民間保育所、民間認定こども園、子育て支援センター、つどいの広場、保育幼稚園

総務課、子育て総合支援センターで実施している。(R 6. 4. 1 時点)

・令和5年度実績 相談件数6, 735件

(4) 地域子育て支援拠点事業（保育幼稚園総務課・子育て総合支援センター）

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て不安感の緩和や、子どもの健やかな育ちを目的に、子育て中の親子の交流を促進している。

① 子育て支援センター（保育幼稚園総務課・子育て総合支援センター）

就学前の親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談の実施、地域の子育て関連情報の収集と提供、子育てに関する講習の実施等の子育て支援活動を行う「子育て支援センター」を民間認定こども園や市立保育所で実施している。地域の子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に向いた支援活動を行い、地域の子育て支援機能の充実を図っている。

② つどいの広場（子育て総合支援センター）

主に0～3歳の乳幼児をもつ親とその子どもが集い、語り合いや交流を図り、子育て相談を受けることにより、子育てに対する負担感が緩和され、安心して子育てができる、地域子育て支援の場として「つどいの広場」を12箇所で開催している。また、庄所子育てすくすくセンター及び6箇所のつどいの広場において、一時預かり事業を実施している。

(5) 高槻子ども未来館の運営（保育幼稚園総務課・子ども保健課）

平成31年4月より、認定こども園・子ども保健センター・子育て支援人材育成施設の3つの機能を備えた複合施設として、高槻子ども未来館の運営を開始した。認定こども園においては、休日一時預かり保育事業及び病児保育事業を実施し、子ども保健センターでは母子保健事業を実施している。

(6) ファミリー・サポート・センター事業（子育て総合支援センター）

育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人との会員組織により、仕事と子育ての両立や育児疲れのリフレッシュ等を図るため、相互援助活動を実施している。

・令和5年度実績 相互援助活動件数3, 171件

(7) 高槻市児童虐待等防止連絡会議（子育て総合支援センター）

児童虐待が深刻な社会問題となっている状況のなかで、未然防止、早期発見・早期対応等の児童虐待防止対策の推進を図るとともに、要保護児童等の諸問題に対し、円滑な関係機関との連携と協力体制を確保し、支援を充実させるため、児童福祉法に定められた要保護児童対策地域協議会として児童虐待等防止連絡会議を設置している。事務局・調整機関として、児童虐待等防止連絡会議を定期的で開催し、必要な場合はケース検討会議を開催し、各機関との情報の共有や、一体的・総合的な援助を行っている。

また、啓発用リーフレットの作成及びオレンジリボンキャンペーンを実施し、市民への啓発に取り組んでいる。

・令和5年度 代表者会議1回・実務者会議3回・ケース検討会議98回・勉強会及び研修会2回を開催

(8) 子ども家庭総合支援拠点（子育て総合支援センター）

子育て総合支援センターに、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした相談対応や訪問による在宅

支援等を中心とした継続的・包括的なソーシャルワーク業務を行う機能を備え、関係機関と連携の上、切れ目のない支援に取り組んでいる。

(9) 児童家庭相談（子育て総合支援センター）

保育士・保健師・心理職・社会福祉士など多職種による相談体制で0歳～18歳未満の子どもに関する児童家庭相談を実施している。子育て中の保護者の不安やストレス、親子関係の問題等に対し、保護者が安心感を持てる環境を提供しながら支援を行っている。

(10) 子育て相談訪問事業（子育て総合支援センター）

核家族化・育児の孤立化等子どもや家庭を取り巻く環境の変化により子育て不安が増大する中で、特に支援が必要であると認められる家庭を子育て相談訪問員が訪問し、適切な支援を行っている。

子ども保健センター等と連携を行うほか、広報紙・ホームページで市民向けにPRする等、事業の実施に取り組んでいる。

(11) 子育て短期支援事業（子育て総合支援センター）

保護者が疾病、疲労、仕事その他により家庭において児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間又は平日の夜間・休日に児童の養育・保護を行う。

・令和5年度 委託契約施設 6箇所

(12) こんにちは赤ちゃん事業（子育て総合支援センター）

生後4か月までの乳児のいる家庭を保育士等が訪問し、育児相談、情報提供を行う。保護者の育児不安を軽減し、子育て支援に関する情報提供を行うと共に、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスに結びつけ、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。

(13) 子どもみまもり・つながり訪問事業（子育て総合支援センター）

支援が行き届きにくい未就園児等のいる家庭に対し訪問を行い、子育て等の相談に応じながら状況の把握を行うとともに、子育て情報の提供等を通じて、適切なサービスや地域の社会資源等につなぐなど、地域ネットワークを活用した見守り体制の強化を図る。

(14) 赤ちゃんの駅事業（子育て総合支援センター）

市内の子育て支援施設や公共施設及び民間施設において、おむつ替え及び授乳が可能な施設を「赤ちゃんの駅」として整備することにより、乳幼児を連れた保護者が安心して外出できる環境を整えとともに、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりを推進する。

登録施設は134箇所（令和5年3月末現在）。公共施設等92箇所、私立幼稚園や民間保育所、民間事業所等42箇所。なお、本事業への協力民間事業所を募集している。

(15) 障がい児通所支援（子育て総合支援センター）

児童福祉法に規定されている療育の必要性が認められる児童を対象とし、障がい児通所給付費及び障がい児相談支援給付費を支給。障がい児通所支援事業所において、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得、集団生活への適応のための支援等を行うとともに、保護者の養育上

の悩みなどの相談に応じ、安心して地域で暮らせるよう支援する。

＜障がい児通所支援・障がい児相談支援事業所数（令和6年3月31日現在）＞

	事業所数（箇所）
障がい児通所支援	118
児童発達支援	54
医療型児童発達支援	1
放課後等デイサービス	58
居宅訪問型児童発達支援	1
保育所等訪問支援	4
障がい児相談支援	14

(16) 療育センター管理運営事業（子育て総合支援センター）

肢体不自由児や知的障がい児、発達上課題のある就学前の児童に対して、療育や治療並びに保護者への相談支援等を実施し、円滑な地域及び集団生活を送れることを目指す。また、指定管理者制度にて運営することにより、専門性の高い支援を行うとともに、他の児童発達支援事業所や行政機関とのコーディネートを行うことにより、地域支援の拠点的作用を果たす。

名称	所在地	運営主体
高槻市立療育園 (児童発達支援センター)	郡家本町5-3	高槻市社会福祉協 議会グループ
高槻市立うの花療育園 (児童発達支援センター)	郡家本町5-5	

(17) 乳幼児療育事業（子育て総合支援センター）

言葉が遅い、発達が心配、よく動き回る等発達に課題のある概ね2歳児とその保護者に療育活動及び発達に関する相談支援を通じて、日常における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援等を実施している。

名称	所在地	委託先
高槻市立めばえ教室 (児童発達支援事業所)	城内町1-11 障がい者福祉センター3階	(福) 聖ヨハネ学園
高槻市立第2めばえ教室 (児童発達支援事業所)	郡家本町5-5 うの花療育園内	

(18) 人工内耳装置等購入費助成事業（子育て総合支援センター）

補聴器では聴力の改善が見込めない難聴児の言葉の発達等を支援するため、18歳未満の人工内耳装置用児に対し、人工内耳装置等の購入費用の助成を実施している。

6 子どもの保健(子ども保健課)

(1) 予防接種

① 定期予防接種

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、乳幼児及び児童を対象に予防接種を実施している。

② 任意予防接種

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子どものインフルエンザ予防接種費用の一部助成を実施している。対象は生後6か月から小学校6年生までの子どもで、助成額は接種1回あたり1,000円(1年度2回まで)。

(2) 健診・教室等

妊娠や出産、子育て期を通じて、親子の心身の健康が確保されるよう、各種健康診査や保健指導、教室や相談等を実施している。

① 母子健康手帳の交付

妊娠の届出者に対し、母子健康手帳をはじめ妊婦健康診査受診券、妊婦向け情報冊子(たかつき子育て応援団)、マタニティマーク等を交付している。

② 妊産婦・乳幼児健康診査及び新生児聴覚検査

妊産婦・乳幼児に対し、各種健康診査等を実施している。

③ 訪問・面接・電話による指導

子育て支援を要する者や育児不安のある者に対して、妊娠、出産、育児等の保健指導を行っている。

④ 教室

妊娠・育児生活を安心して過ごすための教室や講座を開催している。

(3) 母子保健医療費助成

未熟児や小児慢性特定疾病児、不育症に悩む夫婦に対し、医療費助成を実施している。

(4) 妊娠・出産・子育て包括支援

① 子育て世代包括支援センター事業

平成28年5月から、母子保健コーディネーターを専任で配置し、妊娠中から子育て期にわたり切れ目なく支援を行う「子育て世代包括支援センター事業」を開始した。助産師・保健師等の専門の相談員が、妊娠期から子育て期の総合相談支援を実施している。また、妊娠届出時に、全ての妊婦に対して母子保健コーディネーターが面談を行い、それぞれの家庭の状況に応じた母子保健・子育てに関する相談及び各種サービスの情報提供を行っている。

② 産前・産後ママサポート事業

日中周囲のサポートがなく、体調不良等の妊産婦がいる世帯に、相談や育児を行う支援員を派遣している。

③ 産後ケア訪問事業

出産後に専門的ケアが必要な家庭に助産師が訪問し、心身のケアや育児指導を実施している。

④ 産後ケア宿泊型事業

出産後に心身の不調や育児不安等がある産婦に、宿泊型の産後ケアを実施している。

⑤ 出産・子育て応援事業

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と、妊娠・出産期の経済的負担軽減等を図る「経済的支援（出産応援給付、子育て応援給付）」を一体的に実施している。

7 青少年の育成（青少年課）

(1) 青少年問題協議会

青少年育成計画の進捗管理に関する事等、青少年施策について専門的知見からの調査審議を行う。

(2) 青少年育成

青少年の健全な育成を図るための各種事業を実施する。

① 青少年チャレンジキャンプ

通年講座等を通じて育成した青年リーダー（キャンプリーダー）の指導実践・自己研鑽の場とするとともに、自然体験や野外学習等の実体験を通じて、青少年の生きる力を育むため、摂津峡青少年キャンプ場において、チャレンジキャンプを実施する。

② 自然体験活動事業

摂津峡青少年キャンプ場において、青少年や家族を対象とした日帰りキャンプを実施する。

③ 青少年指導者養成事業

青少年育成事業等に携わる青年リーダー（キャンプリーダー）として必要な理論を学び、知識及び技術を習得するための研修を実施する。

(3) 青少年関係団体等

① 青少年指導員

青少年が健やかに成長できる良好な社会環境づくりを目指して、委嘱している126人の青少年指導員により、健全育成事業や啓発活動を実施する。なお、事業実施に当たっては、青少年指導員協議会として市域全体で連携し、効果的、効率的な取組を行う。

(ア) 育成事業

(イ) 啓発事業

a. 強調月間等の啓発活動

b. 秋のこどもまんなか月間「高槻市民の集い」

(ウ) 健全育成環境整備

② こども会連合会

こども大会やジュニア・シニアリーダー研修等、こども会の活性化に向けた取組を支援する。

(ア) ジュニア・シニアリーダー研修

(イ) 成人指導者養成講座（大学生以上）

③ 関係機関・団体との連携支援

暴走族問題について関係行政機関、民間団体との連携を密にし、総合的対策を協議・推進するために設置されている高槻警察署管内暴走族対策協議会に対する支援を行う。

(4) 二十歳のつどい

次代を担う若者が社会人としての義務と責任を自覚し、自ら力強く生き抜こうとすることを祝い励ますために、「二十歳のつどい」を実施する。

(5) こどもの月間事業

5月を中心に子どもたちの健やかな成長を願って開催する「こどもの月間事業」について、青少年育成団体で構成する実行委員会の取組を支援する。

(6) 見守り付き校庭開放事業

小学生が安全で安心に過ごせる放課後等の居場所づくりを推進するため、令和6年度については小学校5校において運動場や体育館等を開放する「見守り付き校庭開放」を先行実施する。

(7) 青少年活動拠点施設運営事業

青少年センター及び富田・春日青少年交流センターを適切に管理・運営し、青少年が安全に安心して気軽に集い、交流、活動できる場を提供する。

① 施設概要

(ア) 青少年センター

所在地	高槻市紺屋町1番2号（クロスパル高槻6階）
設置年月日	平成8年6月1日
休館日	総合市民交流センター（クロスパル高槻）の休館日
施設内容	街角ユース（青少年の交流や情報提供のためのフロア） 常設コーナー（フリースペース、ジョイスペース、図書コーナー）

(イ) 富田青少年交流センター

所在地	高槻市富田町四丁目15番24号
設置年月日	昭和52年11月26日
休館日	12月29日～翌年1月3日
構造	鉄筋コンクリート造3階建
延床面積	2,133.43㎡
施設内容	体育ホール、和室、ミーティングルーム1・2・3、レッスンルーム、ピアノルーム、パソコンルーム、アートルーム、キッズルーム、多目的室

(ウ) 春日青少年交流センター

所在地	高槻市春日町22番1号（春日ふれあい文化センター内）
設置年月日	昭和61年5月10日
休館日	12月29日～翌年1月3日
構造	鉄筋コンクリート造3階建
延床面積	2,906.83㎡（うち青少年交流センター1,736.88㎡）
施設内容	体育室、ワークルーム、チャレンジルーム、スタディールーム、ホビールーム、スタッフルーム、パソコンルーム、キッズルーム 春日青少年運動広場（昭和62年4月30日開場 1,794.30㎡）

(8) 青少年相互交流推進事業

青少年センター及び富田・春日青少年交流センターにおいて、各種講座等を実施し、青少年及び関係者の育成並びに交流促進を図る。

① 青少年健全育成推進事業

小学生に、放課後等の安全で安心な活動場所（キッズルームほか）を提供する。

青少年相互の交流や世代間交流、異文化交流などをテーマとした教室・講座を実施する。また、青少年の自主活動等を促進する学習情報の発信を行う。

② 家庭教育推進事業

保護者と子どもが一緒に参加し、遊びや学びを通してふれあいを深める体験教室を実施する。また、保護者を対象に子育てに関する講座を開催する。

③ ボランティア育成事業

青少年活動のリーダーや青少年の教育活動に関わるボランティア育成を図る。

④ 街角ユース事業

青少年センターにおいて、青少年の自主活動を促進するために、街角アットホームコンサートなどの交流事業を実施する。

⑤ 多文化子ども交流事業

外国にルーツをもつ青少年（小学生～30歳未満）を対象に、異なる言語や生活文化、価値観をもつ青少年に交流の機会を提供し、多様性を大切にした仲間づくりの支援を行う。

⑥ 青少年相談

青少年や保護者等からの相談に対して、電話相談、面接相談及び相談機関の紹介などを行う。